

名誉会員候補者推薦に関する内規

- 第1条 名誉会員は理事会の発議により総会の議決をへて推薦する。
- 第2条 名誉会員は、前会長等本会に対し特に功労のあった正会員の中から生年月日順に選ぶのを例とする。
- 第3条 名誉会員の推薦は同一年度に3名を超えないことを原則とする。